

高砂市議会定例会追加議案

議員提案議案

令和7年3月

目 次

ページ

高議第21号 高砂市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める ことについて……………	1
--	---

高議第21号

高砂市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

2025年（令和7年）3月27日提出

高砂市議会議員	鷹	尾	治	久
同	川	端	宏	明
同	山	田	光	昭
同	岩	見	明	
同	春	増	勝	利
同	北	野	誠	一郎

高砂市条例第 号

高砂市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

高砂市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年高砂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「帳簿（以下）」を「帳簿（第3項において）」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項並びに第12条第5項及び同項の表第39条第1項第1号の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。